

令和3年度 空き家の適正管理に関する状況について（環境課）

1. 年度別空き家相談件数

（令和4年3月末現在）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計	158	148	154	266	166	179	320	259

2. 適正管理指導等実施件数

（令和4年3月末現在）

区分	口頭助言	文書助言	文書指導	勧告文書	応急措置
合計	85	159 (76)	0	0	36

※() 内はDランク空き家の追跡調査に基づき実施した件数

3. 原因別空き家相談件数

（令和4年3月末現在）

家屋	その他										合計
	草木	虫	悪臭	火災	獣	ゴミ	防犯	落雪	その他		
167	92	59	16	0	0	3	0	0	7	7	259

5. 空き家応急措置の概要（令和3年度）

R4.3.31現在

No.	地区	所在地	所有者	実施日	内容	費用	備考
1	鶴岡	宝町	個人	R3.8.16	瓦礫の飛散防止対策	-	職員対応
2	鶴岡	湯野浜一丁目	個人	R3.8.25	危険瓦の撤去	-	職員対応
3	鶴岡	泉町	個人	R3.9.17	紙類の片付け	-	職員対応
4	鶴岡	若葉町	個人	R3.9.21	竹木の伐採	-	職員対応
5	鶴岡	三瀬	法人	R3.9.25	引き倒し・飛散防止	133,100	
6	鶴岡	湯野浜二丁目	亡相続財産	R3.9.30	アシナガバチ駆除	16,500	
7	鶴岡	三瀬	個人	R3.10.20	屋根瓦の撤去	-	職員対応
8	鶴岡	双葉町	個人	R3.11.17	窓ガラスの撤去、撤去箇所 の被覆	-	職員対応
9	鶴岡	錦	個人	R3.12.~	看板撤去	220,000	
10	鶴岡	本町一丁目	個人	R3.12.3	戸補修	-	職員対応
11	鶴岡	大山二丁目	個人	R3/12/3 ~12/9	一部解体	165,000	
12	温海	山五十川	個人	R3.12.	一部解体	214,500	
13	鶴岡	由良二丁目	亡相続財産	R3.12.13	屋根瓦破片の撤去、雨樋 固定	-	職員対応
14	鶴岡	本町一丁目	個人	R4.3.4	庇撤去	-	職員対応
15	鶴岡	油戸	個人	R4/3/16 ~3/18	屋根瓦飛散防止	139,700	

5. 危険空き家解体補助金について

(1) 危険空き家解体補助金（個人型）の概要

① 対象地域

- ・ 鶴岡市全域

② 補助対象建築物

- ・ 不良空き家

不良判定は鶴岡市中心市街地居住促進事業の不良空き家判定基準による。

- ・ 不良判定は1棟ごと行う。不良空き家は1棟ごと補助対象とする。不良でない棟は補助対象としない。

③ 補助対象者

- ・ 不良空き家所有者

- ・ 所有者から解体の同意を受けた者。ただし、所有者から解体について書面で同意を受けることを条件とする。

④ 補助要件

- ・ 不良空き家が存する土地の固定資産税評価額を解体工事費が上回ること

⑤ 補助対象経費及び補助金額

- ・ 補助金額は解体事業費と土地評価額を比較し、解体事業費が土地評価額を上まわった額と解体事業費の40%の額と比較していずれか小さい金額とし、50万円を上限とする。

(2) 空き家解体補助金（地域団体支援型）の概要

① 対象地域

- ・ 鶴岡市全域

② 補助対象建築物

- ・ 不良空き家等（不良空き家・不良空き建築物とする。）

不良判定は鶴岡市の不良空き家判定基準による。

- ・ 不良判定は1棟ごと行う。

③ 事業主体

- ・ 不良空き家等が存在している住民自治組織等の地域団体。ただし、所有者又は管理者から解体について書面で同意を受けることが条件。

④ 補助対象経費

- ・ Bを補助対象経費とする。AはBの20%以上とすることが条件。Bを外注することは可。

A 住民自治組織の労務費
人数×日数×普通作業員単価

B 解体工事費（補助対象経費）
・ 重機借上料、廃材運搬費・処分費
・ 上以外の実費
例 オペレーター費用、保険料、仮設費用、動産処分費用

⑤ 補助率

- ・ 補助率は補助対象経費の100%とし、上限75万円とする。